

別表：体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象区分

助成対象範囲	治療内容	採卵まで					胚移植						
		(自然周期で行う場合もあり) 薬品投与(点鼻薬等)	(自然周期で行う場合もあり) 薬品投与(注射)	採卵	採精(夫)	(前培養・媒精(顕微授精)・培養) 受精	新鮮胚移植		胚凍結	凍結胚移植			(妊娠の有無の確認 胚移植の概ね2週間後)
							胚移植	黄体期補充療法		(自然周期で行う場合もあり) 薬品投与	胚移植	黄体期補充療法	
	平均所要日数	14	10	1	1	2~5	1	10		7~10	1	10	1
助成対象	A	新鮮胚移植を実施											
	B	凍結胚移植を実施											
	C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施											
	D	体調不良等により移植にめどが立たず治療終了											
	E	受精できず 又は胚の分割停止、変性、多精子受精等により中止											
対象外	F	採卵したが、卵が得られない 又は状態のよい卵が得られないため中止											
	G	卵胞が発育しない 又は排卵終了のため中止											
	H	採卵準備中に体調不良等により治療中止											

\*「妊娠の有無の確認」とは、陽性判定・陰性判定にかかわらず、胚移植からおおむね2週間後に確認をしたもの。

\* B:採卵・受精後、1~3周期程度の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合。

\* 採卵準備前に保険適用の男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、または状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合の男性不妊治療は助成対象となります。